主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人榊純義(名義)の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(弁護人吉中竜治の上告趣意書は、上告趣意書提出期間経過後に提出されたものであるから、判断を加えない。)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年七月一七日

最高裁判所第一小法廷

郎	_	健	隅	大	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官